

動議提出について

松村理治議員に対する議員辞職勧告に関する動議を次のとおり提出します。

令和2年5月27日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者 金沢市議会議員 澤飯英樹
宮崎雅人
小林誠
栗森慨
前誠一
新谷博範



松村理治議員に対する議員辞職勧告に関する動議

我々金沢市議会議員は、議員として市民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、モラルを遵守するとともに、良識を持って市民の規範となるよう行動しなければならない。

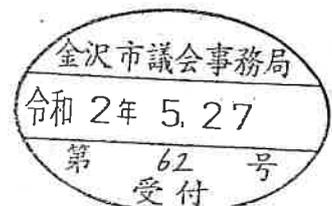
松村理治議員においては、4月4日に新型コロナウイルス感染症の感染が判明し、約1か月間に及ぶ入院療養を経て、5月7日に退院後、2週間の自宅療養期間中である5月15日に開催された総務常任委員会には、自宅療養期間中との理由で欠席していた。報道によると、5月17日及び19日に石川県がクラスター防止のため休業要請していた市内のパチンコ店において、数時間にわたりパチンコをしていたとのことである。

新型コロナウイルス感染症の再発が危惧されている状況で、医師から自宅療養を指示されていたにもかかわらず、人が密集する場へ出向くことは、市民を不安に陥れる行為であるだけでなく、市民を代表する議員の立場として市民に対して休業や外出自粛を要請すべきであるにもかかわらず、石川県が休業要請していたパチンコ店においてパチンコをすることは、議員自らが要請に背く行為だと言える。

松村理治議員の一連の行動は、市民の規範となるべき議員の自覚と品位に著しく欠ける行為であり、本市及び本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を大きく失墜させたと言わざるを得ない。

よって、本市議会として、松村理治議員に対し、議員としての良心、自覚を発揮され、直ちに議員の職を自ら辞することを勧告する動議を提出する。

収金議録



動議提出について

松村理治議員に対する議員辞職勧告に関する動議を次のとおり提出します

令和2年5月27日

金沢市議会議長 野本 正人 様

提出者 金沢市議会議員

森尾 嘉昭

広田 美代

大桑 初枝

玉野 道

熊野 盛夫



松村理治議員に対する議員辞職勧告に関する動議

新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、我が国においても4月16日に全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされた。当該措置について、5月14日に石川県は対象から外れるに至ったものの、市民生活に大きな影響を与えたところである。

そのような中、松村理治議員は4月4日に新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明し、5月7日に退院したものの、2週間の自宅療養が必要とのことで、5月15日開催された総務常任委員会を欠席している。

こうした状況の下、石川県からパチンコ店等に休業要請が出されていたにもかかわらず、松村理治議員は5月19日に市内パチンコ店を訪れ、約3時間にわたってパチンコを行っていたとのことである。

この行動は、市民が一丸となって新型コロナウイルス感染症への対策に取り組んでいる中、その先頭に立つべき立場からもあってはならないもので、金沢市議会基本条例第26条にうたっている「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」ことにもとる行為であり、県内はもとより全国から道義的責任を問う声が殺到している。また去る2月25日、山野市長と当時の松村議長の連名で、市民に新型コロナウイルス感染防止を呼びかけており、今回の行動は金沢市議会に対する市民の信頼を著しく損なう行為であり、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、松村理治議員に対し、直ちに議員の職を自ら辞することを勧告する動議を提出する。

金沢市議会事務局

令和2年5月27日

第63号
受付

松村理治議員に対する問責決議(案)

金沢市議会基本条例第26条では、「議員は、主権者たる市民の厳粛な負託に応えるため、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。」と定められている。

松村理治議員は、4月4日に新型コロナウイルス感染症の感染が判明し、約1か月間に及ぶ入院加療を経て、5月7日に退院し、その後2週間の自宅療養を伝えられていたことから、5月15日に開催された総務常任委員会には欠席したところである。しかしながら、直後の5月17日・19日に石川県が休業要請していた市内のパチンコ店において、それぞれ数時間にわたりパチンコをしていたことが判明したものである。

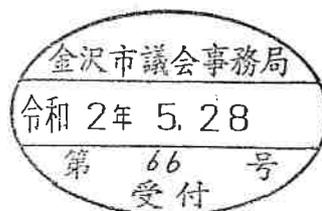
新型コロナウイルス感染症については、陰性になった者が再発するケースもある状況で、かつ医師から自宅療養を指示されていたにもかかわらず、三つの密のある場へ出向くことは、市民を不安に陥れる行為である。加えて、市民を代表する議員の立場として市民に対して範を示すべきであるにもかかわらず、石川県が休業要請していたパチンコ店においてパチンコをすることは、議員自らが要請に背く行為だと言える。

国難ともいえるこの事態に、金沢市民が一丸となって新型コロナウイルス感染症への対策に取り組んでいるさなか、松村理治議員の一連の行動は、市民の負託を受け、市民の模範となるべき議員としての自覚と品位に著しく欠ける行為であり、本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を大きく失墜させ、道義的、政治的にその責任は極めて重い。

よって、本市議会は、松村理治議員に対して、猛省を強く求めるとともに責任を問うものである。

以上、決議する。

取金議院



令和2年5月28日
みらい金沢
公明党金沢市議員会
が議長宛て提出

議員辞職勧告決議案提出について

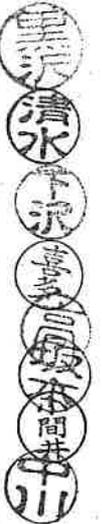
議案「松村理治議員に対する議員辞職勧告決議案」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年5月28日

金沢市議会議長 野本 正人 様

提出者

金沢市議会議員	黒沢 和規
〃	清水 邦彦
〃	下沢 広伸
〃	喜多 浩一
〃	高 誠
〃	坂本 泰広
〃	小間井大祐
〃	中川 俊一



金沢市議会基本条例では、議員は、高い倫理観と品位を保持し、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民の代表者としてふさわしい活動を行うものと定められている。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市民には長期にわたり外出自粛等を、また、事業者には休業要請が出されている最中、松村理治議員は、自らが新型コロナウイルス感染症に感染し、退院後医師から自宅療養が伝えられている中、休業要請の対象となっていた施設において複数回にわたり遊技に興じるという行動は、金沢市議会基本条例に照らしても、議員としてふさわしい行動ではないことは明らかであり、その責任は、極めて重い。

また、本件に関し、全国的にも大きく報道がなされ、全国民が新型コロナウイルス感染症に打ち勝つための努力を行っていることに対し、水を差すものであり、金沢市議会はもちろんのこと、金沢市民、広くは石川県民の名を汚すことになりかねない。金沢市議会としても毅然とした対応が求められているところである。

よって、本市議会として、市民の信用を回復させるためにも、松村理治議員に対し、今回の一連の行動に対し反省を求め、直ちに議員の職を自ら辞するよう勧告する。

ここに、決議する。

収金議録

